



みなとしみず

発行

国土交通省中部地方整備局
清水港湾事務所

御前崎港事務所/下田港事務所/田子の浦港事務所

静岡市清水区日の出町7番2号

TEL. 054-352-4146 (代表)

<http://www.shimizu.pa.cbr.mlit.go.jp>

前原国土交通大臣が御前崎港を視察

平成22年6月12日(土) 前原国土交通大臣、藤本国土交通大臣政務官及び津川国土交通大臣政務官が、御前崎港及び富士山静岡空港を視察しました。

国土交通省は、国が自ら行う港湾整備事業の選択と集中を図るため、全国に103港ある重要港湾から、重点港湾(仮称)約40港を選定し、今後の国の新規事業の着手対象を原則これに限ることとし、夏頃に決定・公表を行うことにしています。

今回の港湾視察は、この重要港湾103港のひとつである御前崎港を対象に行われました。

大臣及び政務官は、御前崎港の管理者である静岡県の川勝知事らの案内により、輸出用完成自動車の積込状況やコンテナ取扱ターミナルを視察しつつ(写真)、道中、知事や地元市長、港湾事業者と意見交換を行いました。

川勝知事から、輸出金額では103港中7番目(H19 統計)に位置する県西部の拠点・御前崎港は、県整備道路による高速道路網とのアクセス改善等とあいまって、自動車関連産業を中心とする西部



大臣及び政務官の御前崎港視察状況

産業利用促進による飛躍が期待され、県としても駿河湾港(清水、田子の浦と)一体で整備していく意思表明があり、またユーザー企業から、御前崎港利用を前提とした立地工場規模拡大などの意欲が示された他、港湾運営の効率化を求める声や、安心できる港として津波対策の充実を求める声も上がりました。

大臣は視察後の記者会見で、重点港湾を約40港に絞り込む作業の考え方として、港の経営を一体化すること、伸びしろとしての地元の努力が必要であることを地元へ伝えたとコメントしました。具体例として、静岡県が予定している港湾管理への指定管理者制度の導入による一体的港湾経営の実現や、ユーザー企業の投資、増産といった今の水準よりも取扱を増やす努力、これらを例示していました。

「風向き」

清水港湾事務所長 奥田 薫

大臣視察には、最後尾ながら私も同行しましたが、写真背後に写っているクレーン、これは1月21日に強風による逸走事故が発生したものです。このこと自体は大変残念なことです。港湾管理者である静岡県においては事故原因の究明とともに対策を実施し、大臣視察の前に、クレーン復旧、外航船の再就航に至っています。国土交通省としては、この経験を全国に活かしていくことが責務となりますが、奇しくも外航船再就航と同日の5月27日、本省から全国対策の発表があったところです。今回以降、こういった全国情報の地域への橋渡しの役割も、この広報紙に持たせていきたいと考えています。なお、当事務所としては、今回の経験を幅広く安全対策全般に活かしていく精神で、今後も港の安全性・信頼性の向上を一つのテーマとして、地震対策などの質の向上にも努めていきたいと考えています。風による負の出来事を、順風に変えられるように。

「ガントリークレーンの風に関する安全対策について」

平成22年1月21日に御前崎港のガントリークレーン(2号機)が強風に煽られて逸走し、荷役中のコンテナ船のアンテナ等を損傷、ガントリークレーン本体も脱輪する事故が発生しました。この事故を受けて、静岡県では逸走事故調査委員会を設置し、原因究明を行い、再発防止策として、強風に関する運用基準の明確化、機械の故障やヒューマンエラーを前提としたフェールセーフ対策(より安全側の対策)などを実施しました。こういった検討状況も参考にしながら、国土交通省港湾局では並行して、全国のガントリークレーンを有するコンテナターミナルを対象に、風による逸走対策に関する実態調査を実施すると共に、有識者による懇談会を設置し、ガントリークレーンの強風対策について緊急の検討を行いました。その検討の結果、各地のガントリークレーンの運用規定の内容に不十分なところがあること、強風時の作業中止を判断する風速の設定の考え方についても、再確認が必要と思われるケースが多いことが判明したため、「管理すべき風速の基本的考え方」を示した上で、全国のクレーン保有港湾管理者に対し、運用規定を点検のうえ、必要に応じ見直しを実施すると共に、その結果を関係者に周知するなど、ガントリークレーンの風に関する安全対策の徹底に努めるよう、通知を行いました。

(通知の具体内容)

【管理すべき風速の考え方】

クレーン等安全規則で定められている「強風」とクレーン構造規格で定められている「風加重」に用いられているクレーン作動時の風速が混同して使用されているため、ガントリークレーンの運用に用いる風速とクレーン本体構造設計に用いる風速を明確に区分して取り扱うことが必要。

【今後実施予定の安全対策】

- ・ ガントリークレーンの風に関する安全対策の講習会等の実施
- ・ ガントリークレーンのモデル運用規定の策定
- ・ 逸走防止装置等の能力向上のための技術開発 など

※ 詳しくお知りになりたい方は、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000008.html) をご覧ください。



(写真提供：静岡県)

☆ 清水港日の出埠頭(保安対策上の立入禁止区域)の一部一般開放について☆

2001年勃発のニューヨーク同時多発テロを契機に、SOLAS条約(The International Convention for the Safety of Life at Sea=海上における人命の安全に関する条約)に基づく国内法の施行により、現在は外航埠頭へ関係者以外の立入りが出来なくなっています。伊豆半島土肥港と清水港を結ぶフェリーの発着地であり、豪華客船の寄港場所でもある日の出埠頭も、外航貨物船用のターミナルとしての機能も兼ねることから、大部分の区域が立入禁止となっています。地元振興、活性化を図りたい静岡市においては、この状況を改善すべく、アクセス道路から直接海が見える区域について、日曜日の限定開放を企画し、保安対策実施主体である静岡県清水港管理局と調整を行いました。

当事務所は、全国的な観点で保安対策が適切に行われているか監視を行うことも業務となっており、一般開放企画についても、地域振興支援、保安対策の徹底、両面、両立の観点から検討を行い、清水港管理局の合意のもと、一般開放が可能との結論に達しました。静岡市が既に公表していますが、開放日は7月4日(日)からで、基本的には毎週日曜日に開放しています。一度、足を運んでみてはいかがでしょうか。これまでと少し違う清水港がそこにあるかも知れません。

問合せ先：静岡市清水港振興課【清水区役所】(月曜日から金曜日 8:30~17:15) (TEL 054-354-2432)

海とみなとの相談窓口



全国共通フリーダイヤル

おいに よくなれ みなと
0120-497-370

受付時間: 9時30分~12時、13時~17時(土・日、祝祭日は除く) その他、海とみなとに関することは
☆携帯電話・PHSからもご利用できます 何でもお問い合わせください

- ・海やみなとの利用に関すること
- ・総合的な学習時間に関すること
- ・みなとの構想や計画に関すること
- ・海洋土木技術に関すること
- ・みなとの防災に関すること

■本紙に関するお問い合わせ先■
清水港湾事務所 企画調整課
深澤・杉山 TEL 054-352-4148
ご意見ご感想をお寄せ下さい。
shimizukouwan@pa.cbr.mlit.go.jp